

7月豪雨後の台風第12号接近による各種事前対応事項について

【被害の防止のための事前の準備】

- 1 各関係機関との連絡体制の再確認
- 2 事前の避難
 - (1) 明るいうちの避難の徹底
 - (2) 安全な避難経路の確保
 - (3) 医療施設・福祉施設の安全性の確認
 - (4) 避難行動要支援者の避難方法の確認、福祉避難所の確保
 - (5) 避難所の安全性の確認と数の確保
 - (6) 孤立の可能性のある地域の状況確認と事前の避難の徹底
 - (7) 道路の事前通行規制の強化
 - (8) 河川の基準水位の警戒レベル引き上げ・土砂災害警戒の暫定基準の確認と運用の徹底
- 3 施設の点検
 - (1) 県有施設の点検の実施（医療機関、ライフライン施設、非常用電源、無線施設等）
 - (2) 市町施設の点検の依頼（医療機関、ライフライン施設、非常用電源、無線施設等）
 - (3) 水門及び陸閘の事前閉鎖による高潮対策の徹底
- 4 被災現場の安全性の向上
 - (1) 不安定土砂・流木の撤去、河川の浚渫、水路の確保
 - (2) 道路側溝の土砂撤去等被災した道路施設の点検
 - (3) 応急復旧現場の関係者及び建設機械等の退避の徹底、関係者間での情報共有
 - (4) 排水ポンプ車（国・県）の出動準備
 - (5) 警報設備や道路の状況を踏まえたダム警報の暫定運用の徹底（野呂川ダム、椋梨ダム）
- 5 二次被害防止に向けた道路利用者への注意喚起
 - (1) 幹線道路の通行止めの際の、迂回路の利用に関する危険性の周知
 - (2) 通行規制が行われた場合には、最寄りの安全な場所へ退避するよう周知
- 6 住宅等の被害防止のための防災資機材の準備
- 7 公共交通機関の安全の確保

【発災後の応急措置のための事前の準備】

- 1 救命救助
 - (1) 消防・警察・自衛隊、DMAT、DPATの出動準備
 - (2) 早期に孤立地区を把握し、解消するための準備
- 2 市町への災害救助要請の徹底
- 3 ライフライン（水道、電気、道路、燃料）の応急復旧のための体制確保
- 4 地域の医療・福祉の確保
 - (1) 病院、福祉施設との連絡体制の再確認
 - (2) 食料、水、医療資材の確保
- 5 災害廃棄物の処理体制の確保